

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 6 号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年寒川町
条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「442,000 円」を「479,000 円」に、「366,000 円」を「397,000 円」に、
「339,000 円」を「368,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。